

●香川県告示第295号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、まんのう町長から届出があった。

平成23年7月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

仲多度郡まんのう町神野字神野	仲多度郡まんのう町吉野字五毛長谷3823、3823の乙、3824・3825、3825の乙、3826の2、3826の3、3840の4、3840の5、3841の2、3841の3、3845の1、乙3845の2、3845の3から3845の6まで、3846の1、3846の乙、3847、3848の1、3848の2、3849から3851まで、3852・3853、3854から3856まで、3856の甲、3856の乙、3857から3860まで、3861の1、3861の2、3862の1、3862の2、3863、3864、3864の乙、3865、3866、3867の1、3867の2、3868から3874まで、3876、3877、3878・3884、3879の1、3879の2、3880、3881の1、3881の2、3882の1から3882の3まで、3883、3883の乙、3885・3887、3886、3886の乙、3888の1から3888の4まで、3889、3890の1から3890の3まで、3892から3895まで、3896の2、3897の2、3898の1、3898の3、3898の4、3899、3900、3901の1、3901の2、3902の2、3903及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部
	仲多度郡まんのう町吉野字五毛三反地3973、3974、3977、3978、3979の1、3980の2、3981、3982、3983の1、3983の2、3984から3986まで、3987の1、3987の2、3988から3990まで、3994の1、3994の2、4010及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
	仲多度郡まんのう町吉野字五毛上所3627の3、3629、3632の1から3632の3まで、3632の乙、3633の1から3633の6まで、3634の1、3634の2、3635から3640まで、3641の1、3641の2、3644の2、3645の1、3645の2、3646の1、3646の2、3647から3650まで、3651の1から3651の4まで、3652、3653、3654の1、3654の2、3655の1、3655の2、3658、3659・3660、3661から3667まで、3668の1から3668の7まで、3669、3670の1、3670の2、3671から3674まで、3675の1・3676、3675の2、3675の乙、3677、3678、3679・3682、3680・3681、3680の2、3681の乙、3683、3683の乙、3684から3687まで、3688の1、3688の2、3689・3690、3691から3693まで、3694の1、3694の2、3695の1、3695の2、3696の1から3696の4まで、3697、3698、3699の1、3699の2、3700、3701

の1から3701の5まで、3703、3704、3705の1、3705の2、3706の1、3706の2、3706の乙、3707の1、3707の2、3709の乙、3711及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

仲多度郡まんのう町吉野字五毛片山3800の2、3801の1から3801の4まで、3804、3805、3806の1、3806の2、3806の乙、3807、3808、3809・3810、3811、3812の1、3812の2、3812の乙、3813の1から3813の3まで、3813の乙、3814の1、3814の2、3815の1、3815の2、3816の1、3816の2、3817から3820まで、3821の1、3821の2、3822及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部